

## (8) 不服審査制度

### ① 不服審査請求

支部長が行う公務災害又は通勤災害の認定や補償に関する決定等の処分に対して不服がある場合は、地方公務員災害補償基金青森県支部審査会に対して審査請求することができます。支部審査会の決定になお不服がある場合には、さらに地方公務員災害補償基金審査会に対して再審査請求をすることができます。

また、審査請求後3か月を経過しても支部審査会の決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができます。

### ② 審査請求の対象

審査請求をすることができる処分は、支部長が行う補償に関する決定であり、主なものは次のとおりです。

- 公務上外の認定、通勤災害該当・非該当の認定
- 療養の方法についての決定
- 補償の支給額の決定
- 遺族補償の年金受給権者の決定等

### ③ 審査請求の手続

審査請求については、行政不服審査法の規定が適用されます。従って、支部審査会への審査請求は、支部長の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内、再審査請求にあつては、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に行うことができます。

審査請求書には定められた様式はありませんが、次の事項を記載する必要があります。

- ア 審査請求人の氏名、年齢及び住所
  - イ 審査請求に係る処分
  - ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
  - エ 審査請求の趣旨及び理由
  - オ 支部長の教示の有無及びその内容
  - カ 審査請求の年月日
  - キ 代理人によって審査請求する場合は、代理人の氏名及び住所
- なお、審査請求書は、正副2通提出しなければなりません。

### ④ 審査機関

青森県支部審査会及び地方公務員災害補償基金審査会は、第三者機関であり、審査の公平が保障されています。

審査会の事務局は次のところに置かれています。

地方公務員災害補償基金青森県支部審査会

030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県総務部人事課内

電話 (017) 734-9046

地方公務員災害補償基金審査会

102-0093 東京都千代田区平河町二丁目16番1号

平河町森タワー8階

電話 (03) 5210-1345

⑤ 訴訟

再審査請求に係る裁決になお不服がある場合には、行政事件訴訟法の定めるところにより、審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、再審査請求後3か月を経過しても審査会の裁決がないときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑥ 不服の申出

福祉事業に関する支部長の決定は、決定の権利に関するものでないため行政処分に該当せず、審査請求をすることはできませんが、支部長に対して不服の申出をすることができます。